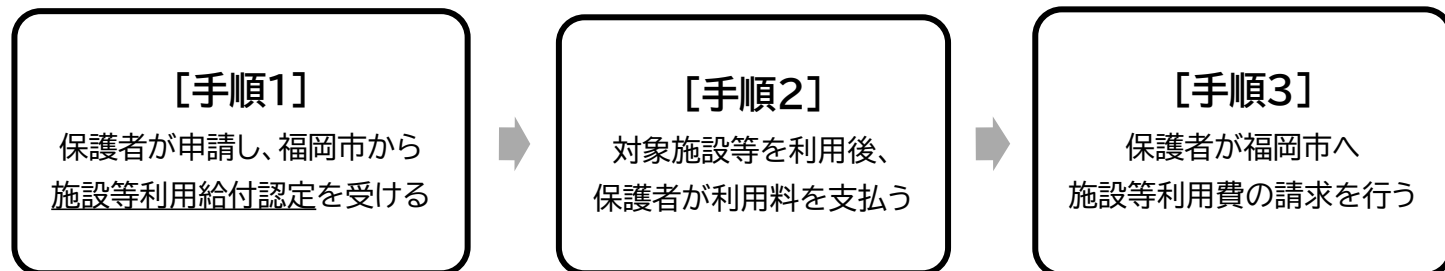


幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内 ～令和6年度 施設等利用給付認定の申請について～

福岡市在住で、保育を必要とする3～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童を対象に、利用料(保育料)の給付を実施しています。

給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。



このご案内では、認可外保育施設等を利用される方向けに、認定申請に関する手続きや必要な書類等について記載しております。内容をご確認いただき、手続きをお願いいたします。申請に必要な様式等は福岡市ホームページに掲載しております。右記二次元コードよりご確認ください。



1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から施設等利用給付認定を受けた場合に、給付対象となります。

クラス(実施年齢)	必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (H30.4.2生～R3.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児 (R3.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること

※無償化の対象となる認可外保育施設等を利用中・利用予定の方が対象です。

認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設を定期利用している方は、本申請はできません。


令和6年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日 ～ 平成31年(2019年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日 ～ 令和2年(2020年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
1歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

2. 対象施設

施設等の所在する市町村から無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された認可外保育施設等が対象となります。

<p>・認可外保育施設 (一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)</p> <p>・一時預かり事業(一般型)、一時保育事業</p> <p>・病児保育事業</p> <p>・ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>※福岡市内の無償化対象施設一覧は、福岡市ホームページ(右記二次元コード)でご確認ください。(福岡市外の施設については、施設へご確認ください。)</p> <p>※令和6年10月1日から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。</p>	 <p>認可外保育施設等</p>
--	---

3. 申請にあたっての確認事項

(1) 注意事項

- ◆ 認定申請は、利用を希望する年度のご案内を確認した上で、ご申請ください。
- ◆ 認定開始日は、原則、福岡市が申請書を受け付けた日より遡ることはできません。認定開始を希望する日前までにご申請ください。認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月以上前です。必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがありますので、お早めの申請をお願いします。
- ◆ 保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。
- ◆ 福岡市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。また、申請内容の確認が取れない場合や疑義がある場合は、書面による調査、面談を行うことがあります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は(書類の偽造・改ざん等を含む)、認定を取り消す場合があります。

(2) 審査結果について

- ◆ 福岡市が申請書を受け付けた日から1か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和6年4月1日からの認定開始を希望する場合のご申請につきましては、事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

(3) 認定保護者について

- ◆ 認定を受けた場合、施設等利用給付認定申請書の『①申請者(保護者)の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。

【注意事項】

- ・申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「認定保護者」です。
- ・福岡市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- ・施設等利用費の請求時の申請者及び給付時の振込支給先口座は「認定保護者」のものとなります。
- ・認定保護者を変更する場合は、変更届・変更となる保護者の本人確認書類の写しの提出が必要です。

(4) 現況届について

- ◆ 認定を受けた方は、給付対象であることを、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」等(就労証明書等)で毎年届け出る必要があります。書類の提出がない場合や対象外となった場合は、給付を受けられなくなる可能性があります。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

4. [手順1]施設等利用給付認定の申請について

(1) 保育の必要性の事由(保護者の状況)及び認定の有効期間について

保育の必要性に応じて、認定の有効期間が異なります。

保育の必要性の事由(保護者の状況)	認定の有効期間
月60時間以上就労している (就労開始・復職予定含む)	小学校就学前まで ※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、有効期間が短くなる場合があります。
<u>育児・介護休業法に基づく育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要である</u>	次のうち、いずれか短い期間 ア) 育児休業期間の終了日の属する月の末日 イ) 育児休業対象児童が1歳を迎えた日(誕生日の前日)の属する月の末日
求職活動、開業準備等を行っている	次のうち、いずれか短い期間 ア) 小学校就学前まで イ) 認定開始日から90日が経過する日が属する月の末日まで
月60時間以上就学している (通信教育は含まない)	次のうち、いずれか短い期間 ア) 小学校就学前まで イ) 認定開始日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	次のうち、いずれか短い期間 ア) 小学校就学前まで イ) 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病、負傷、障がい等がある	小学校就学前まで ※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が短くなる可能性があります。
同居の親族(長期入院している親族を含む)を 常時介護又は看護している(月60時間以上)	
災害等の復旧にあたっている	

【必ず確認してください】

- ・保育の必要性が認められるのは、保護者全員が、上記の保育の必要性の事由に該当する場合です。
- ・認定の有効期間が終了した場合は、施設等利用給付も終了し、給付の対象外となります。
- ・認定の継続を希望する場合は、認定期間の満了前に保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要です。手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

【就労予定・復職予定の場合】

就労開始予定の1ヵ月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。

提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

(2) 申請に必要な書類(必要な様式は、福岡市ホームページに掲載しております。)

申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。その他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

【兄弟姉妹が同時に申請する場合】

施設等利用認定申請書は、申込児童1人につき、1部必要となります。(※申請者は原則、同じ保護者)その他の添付書類は、世帯で1部ご準備の上、すべての書類をまとめて提出ください。

◆ 必要な書類 (添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。)

①施設等利用給付認定(2・3号)申請書…必ず表面・裏面ともに記入してください。	
②保育の必要性を証明する書類 (保護者全員が対象) 保護者の状況により必要な書類が異なります。4.(3)の表(P.5)を確認してください。 ※支給認定期間の開始日が令和6年(2024年)4月1日以降で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」(認可保育所等利用申込に基づき発行)がある場合、保育の必要性を証明する書類の添付は不要です。	
③申請者(保護者)の個人番号確認書類及び本人確認書類の写し	
個人番号確認書類	本人確認書類
□マイナンバーカード ※両面の写しが必要(1枚で個人番号と本人確認の両方ができます)	
以下のいずれか1点の写し □通知カード ※現住所や氏名等が異なる場合は使用できません。 (別途、本人確認書類の写しが必要です。) □個人番号が記載された住民票等 (別途、本人確認書類の写しが必要です。) ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。	≪写真付き身分証明≫ 以下のいずれか1点の写し □運転免許証 □パスポート □住基カード(顔写真付き) □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □療育手帳 □在留カード又は特別永住者証明書 □官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの ≪その他の本人確認書類≫ 以下のいずれか2点の写し □各種健康保険被保険者証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証 □官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

※施設等利用給付申請の手続きにおいて、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

マイナンバーの利用目的	提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取り扱います。
-------------	--

◆ 世帯の状況により必要となる書類(3号認定申請者)

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

世帯の状況	必要な添付書類
令和5年(2023年)1月1日時点の住所が福岡市外の方 ※令和6年(2024年)4月～8月に認定を希望する場合	令和5年度(2023年度)市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和6年(2024年)1月1日時点の住所が福岡市外の方 ※令和6年(2024年)9月～令和7年(2025年)3月に認定を希望する場合	令和6年度(2024年度)市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
里親または生活保護を受給している方	措置決定通知書、保護受給証明書

※父母の収入の合計額が103万円未満の場合、同居の祖父母等の市町村民税額を確認します。

※保護者が里親または生活保護法による被保護者の場合、市町村民税非課税世帯として取り扱います。

(3) 保育の必要性を証明する書類 ※保護者全員が対象

保育の必要性の事由(保護者の状況)		必要な添付書類
就労(月60時間以上)		
就労の形態・状況	雇用されている場合 雇用による <u>就労開始</u> 予定の場合 (育児休業等からの) <u>復職</u> 予定の場合	・勤務先会社等が発行した就労証明書 ※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。
	自営業主の方	・事業の営業主が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類
	自営業専従者・家族従業者の方	・事業の営業主が記入した就労証明書
	役員・内職・業務委託にて従事している方	【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】 ・経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書
		【従事者本人が記入する場合】 ・従事者本人が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類
	【事業内容が分かる書類の例】 営業許可通知書の写し、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し等 ●役員・内職・業務委託・自営業主で <u>従事者本人が就労証明書を記入する場合は、事業内容が分かる書類の提出が必要です。</u> また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。	
育児・介護休業法に基づく育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要な方	・就労証明書 ・育児休業に係る申立書 ・保育施設が発行した在園証明書	
求職活動、開業準備等を行っている場合	・誓約書兼就職活動報告書	
就学している(通信教育は含まない) (月60時間以上)	・在学証明書または学生証(写し) ・就学時間がわかるカリキュラム等の書類	
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	・母子手帳(表紙及び出産予定日が記載してあるページの写し) 又は、出産(予定)証明書	
疾病、負傷、障がい等がある	【疾病・負傷がある方】 ・診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由や期間の記載が必要です。	
	【障がいがある方】 ・障害者手帳(写し)、診断書など	
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月60時間以上)	・診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ・介護・看護状況の申立書	
災害等の復旧にあたっている	・従事していることが証明できる書類 ・従事内容の申立書	

5. 変更申請が必要な場合

転居や転職、退職、就労状況の変更、婚姻、出産等、世帯の状況に変更がある場合は、速やかに変更申請が必要です。施設等利用給付認定の要件に該当しなくなった場合は、認定の取り消しを行う場合があります。

変更届の様式は、福岡市ホームページに掲載しております。

変更内容	提出書類
転居した	・変更届 ※必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。 ※福岡市外に転出する場合、同じ施設等を継続利用する場合であっても、転出先の市町村で施設等利用給付認定を新たに受ける必要があります。 手続きについては、転出先の市町村へご確認ください。
世帯構成に変更がある	
利用施設を認可保育所(地域型を含む)・幼稚園に変更した	
保育の必要性に変更がある (就労を開始した・妊娠した等)	・変更届 ・保育の必要性を証明する書類
認定保護者を変更したい	・変更届 ・新たに認定保護者となる方の本人確認書類の写し
その他家庭の状況に変更があった	・変更届 ・変更内容が分かる書類

6. [手順3]施設等利用費の請求について(概要)

施設等利用費を受け取るためには、福岡市に対して請求手続きを行う必要があります。手続きの詳細は、認定通知に同封するお知らせをご確認ください。なお、施設等利用費が受け取れるのは、施設等利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。

(1) 給付内容及び月額上限額について

認定を受けた子どもの保護者が認定の有効期間内において、無償化対象の認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で給付します。認定区分により上限額が異なります。

クラス(実施年齢)	認定区分	月額上限額
3～5歳児 (H30.4.2生～R3.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	37,000円
0～2歳児 (R3.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	42,000円

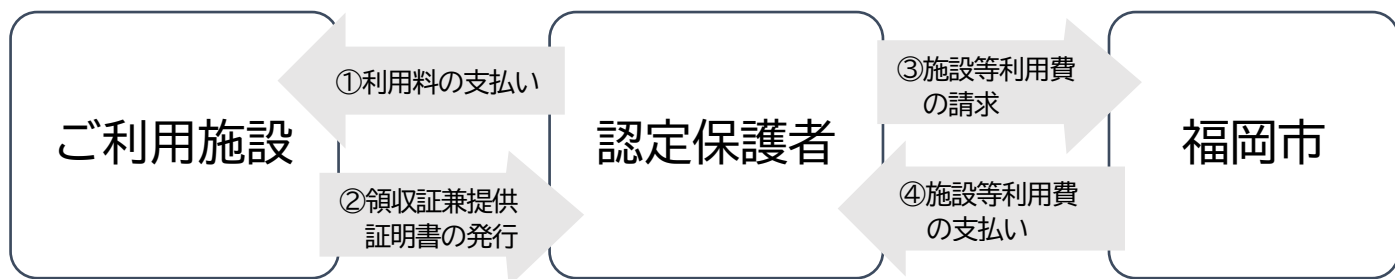
【注意事項】

- ・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。
 ※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- ・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。
- ・月の途中で認定期間が開始される場合または終了する場合や、市町村間の転出入の場合は、月額上限額は日割りとなります。

【複数の施設ご利用された場合】

- ・利用料を合算して、月額上限額まで請求できます。

(2) 請求の流れについて



- ①ご利用施設へ利用料を支払います。
- ②ご利用施設へ『領収証兼提供証明書』が必要であることを伝え、『領収証兼提供証明書』を受け取ります。
※福岡市で定めている『領収証兼提供証明書』をご利用ください。
- ③『施設等利用費請求書』に必要事項を記入します。
請求受付期間内に、『施設等利用費請求書』、『領収証兼提供証明書』、『振込口座が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー(初回及び変更の場合)』を福岡市へ提出してください。
- ④支給決定後、福岡市より支払決定通知を送付いたします。その後、施設等利用費の支払いが行われます。

【注意事項】

- ・請求に関する詳しい内容は、認定通知書に同封するお知らせ・記載例をご確認ください。
- ・請求書様式・請求スケジュールは、福岡市ホームページに掲載しております。
ご確認の上、ご請求ください。
- ・請求の時効は、2年で消滅します。

7. 施設等利用給付認定申請方法・申請先

(1) 申請方法

申請書類は、下記の7.(3)郵送先へ送付してください。
審査後、施設等利用給付の認定通知または認定却下通知を送付します。
ご不明な点等がありましたら、下記の7.(2)問い合わせ先(無償化専用ダイヤル)へご連絡ください。

提出書類の内容や追加資料の提出について、無償化専用ダイヤルや運営支援課から申請者または勤務先等へ連絡・確認を行う場合があります。

また、確認がとれない場合や疑義がある場合、書面による調査、面談を行うことがあります。

(2) 問い合わせ先

無償化専用ダイヤル

電話番号：092-791-6222

開設時間：午前9時30分から午後5時30分まで

(土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

メール(運営支援課)：hoikumusyoushouka@city.fukuoka.lg.jp

(3) 郵送先

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8-1

こども未来局 子育て支援部 運営支援課 宛